

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

## 平成 29 年度第 2 回浜松市景観審議会会議録

- 1 開催日時 平成 29 年 12 月 19 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分
- 2 開催場所 浜松市役所本館 8 階 第 5 委員会室
- 3 出席状況
- |      |   |
|------|---|
| 委員   | 黒田 宏治（会長）、 大石 芳子、<br>楠ヶ谷 良巳、 小杉山 晃一、<br>坂田 卓也、 丹羽 聡子、 正木 伸之   |
| 事務局  | 新村 花みどり担当部長<br>土地政策課 木俣 課長<br>鈴木 課長補佐<br>八尋 景観推進グループ長<br>内藤 景観広告グループ長<br>緑政課 加茂 課長<br>廣野 課長補佐<br>加藤 緑地保全グループ長 |
| 欠席委員 | 金田 享子、 尾藤 文人、 守屋 勝博   |
- 4 傍聴者 1 人（一般：0 人、記者：1 人）
- 5 議事内容
- ・議事 ・市民の森の指定解除について（中区富塚町地内）（諮問）
  - ・報告事項 ・市民の森の寄附受入について（中区富塚町地内）
    - ・屋外広告物講習会について
    - ・屋外広告物適正化旬間について
    - ・はままつ広告景観賞について
- 6 会議録作成者 緑政課 緑地保全グループ 三科  
土地政策課 景観推進グループ 飯尾
- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 無
- 8 会議記録

## 1 開会

## 2 議事

市民の森の指定解除について（中区富塚町地内）（諮問）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

小杉山委員

市民の森の指定の解除の申請に対して、我々審議会承認しないという選択肢はなかなか考えにくいと思うのですが、2点お聞きします。まず一点、民有地の指定につきまして、こちらは財産権があるものですから所有者が使いたいやり方をするのは当然のことかと思えます。そこで、市の方針として市民の森全体に対する考え方というものがあるかどうか。つまり、指定するなりの意味があり、ある程度の規制をしなければ都市部の緑地を守れないという考え方の上でこのような制度が動いているわけで、その市の考え方無しに虫食い状に解除が進むようなことがあれば本来の趣旨から外れてしまうと思えます。

どういう場合、あるいはどういう立地関係の場合には指定の解除については抑制し、そうでない場合には指定の解除もやむ無しと判断するのかという考え方を聞きたいことが一点。

もう一点は、公有地の部分になります。5ページで言うと赤い色で塗られている部分は深い谷になっていると思いますが、この谷の保全の方針はどのようになっているのか、以上二点をお聞きしたい。

黒田会長

それでは今の質問に対して事務局の方からお願いいたします。

事務局

まず、民有地における市民の森に対しての市の考え方についてですが、概略の中でも説明したように、住民の方に同意をいただいて指定をして、それに対して住民の方が適正な維持管理を行い市は報償金を払うという仕組みになっています。残念ながらそれ以上の市民の森の所有者に対する規制や、市がこのようにしなさい、ということが現在の枠組みの中ではできないという状況にあります。また、この土地

は市街化区域という都市計画法上の網がかぶっており、これについて土地所有者が自分で活用することについて、今の制度・仕組みの中では緑政課として規制することが事実上できないという状況にあります。ですが、その中でも市としてはお願いをしていくとか、開発をする上では市民の森や風致地区に該当することがありますので景観や風致に配慮した指導は行っていきます。現在11地区の市民の森を指定していますが事実上公有地は別として、私有地については地主さんの意向が非常に大きく影響しているのが現状です。ですから、過去において解除の申請があったときに指定を制限してまで解除を認めないということは無かったと記憶しております。

2つ目の公有地の保全の方針につきましては指定が昭和63年ということで、当時と現在の社会情勢もかなり違いまして、当時は買収してまで市民の森を公有地にしたり、積極的に寄附を受け入れていたということです。どちらかという所有者にとって必要ないというように受けられるところがございます、おっしゃられたように維持管理や保全についてなかなか難しいところがございます。現在市民の森の公有地がたくさんありますので、それについて全てを保全していくというのは大変難しく、現状維持していくことしかできないと考えています。ということで、私有地や道路に面している境は積極的に維持管理させていただいていますが、現在の公有地の境以外のところにつきましては災害や倒木が起きない限り、事実上そのまま保全しております。また、樹は大きくなりますので、剪定や背を低くする伐採などをして適切な維持管理を行っております。

#### 小杉山委員

浜松市が始めた地域制緑地の保全の考え方が全国的に注目を集めています。優先順位をつけて保全の必要があるところはきちんと保全をしていき、そうでないところと格差をつけながら、重要になる部分はきちんと保全していくという考え方が浜松方式ということで注目を集めています。そのため、その考え方を外部に発信しながら市が独自にやっているような緑地を個人のものであれ、公有のものであれ、しっかりと市の中で保全していくという考え方をもち、できるだけきちんと予算をつけて進めて行ってもらいたいです。

#### 事務局

みどりの基本計画が2年後に改訂になります。新しい緑の基本計画の中には、先生がおっしゃったような考え方を入れていかなければいけないと思いますし、都市計画の部門の立地誘導計画の中で住居誘導地区や企業誘導地区の計画を作成中です。そのようなものと関係して緑政課でもどこに緑を重点的にやるか、どういう考え方で進めるのかというものは、緑の基本計画の中に合わせて考えていきたいと思っておりますし、当然ながら策定するだけでなく発信してなるべく実行できるような形をとりたいと思っております。

補足になりますが、例えば、今回は擁壁を作るのでやむなく緑になっているところを一部造成するということでした。これは崖条例などもありますので宅地利用するためにはやむを得ない部分があると思います。また、見るとわかりますが赤いところと黄色いところが接しています。例えばこれが管理しきれなくなり引き取ってほしいという話になったときに、我々の方でも市民の森を引き受けることを一部やっております、市が管理している市民の森と接していれば我々も一体的な管理が出来るため引き受ける要件となっていることから、そのような形で引き受けることもあります。

それともう一つ、最近の動きとしてあるのは小杉山先生がおっしゃったように一般の方が立ち入ることができないくらいの斜面で、人の立ち入りが難しいところは皆様方にお使いいただけませんが、もう少し緩やかな斜面や人が立ち入っても管理しやすいところだと、行政だけでなく市民の方々にご参加いただき地域の森として開放していく動きもございます。具体的には現在高林の青少年の家の近辺でそのような動きがあります。そして市民の森を活用して地域の方々に緑の保全をしていただく役割を担っていただく形で、緑を身近なものとして活用していただくことも考えています。単純に緑を保全し、景観として維持するのではなく、立ち入ってもらい里山のような形態で活用していただくということになります。全ての市民の森がそのような形にできるというわけではありませんが、安全にお使いいただける可能性のある土地としての活用を考えているところであります。市民に緑地をお使いいただく方向で動いている場所もあるということは申し上げておきます。

黒田会長

ほかにはよろしいでしょうか。

小杉山委員

保全と言っても放置したままになってしまい、緑地といっても場所によっては竹林に変わってしまう。竹林になった場合、台風等の大雨がくると民地側に竹が倒れて近隣の方からの苦情となります。保全と言っても放置しておけばいいというものではなく、実際に人の暮らしがそこに入ると状況が難しくなってしまいます。また、この辺はタケノコの季節になると知らない人が車を止めてタケノコを掘っています。また、下の方にある保育園の子供たちが竹林の中を散歩のコースにしている。実際に使っているだけでなく維持管理もしていけないのかなと思うところはあります。

黒田会長

ありがとうございました。これからのご利用、維持管理の意見でした。

小杉山委員

赤い部分が急斜面になっていて、ある時期一斉に竹林が伐られて更地になった状況があったのですが、何か経緯はありますか。

事務局

昨年度、市所有の市民の森を管理するために竹林を伐採しました。竹林が多いものですから、竹林から変えていこうと考え、ある程度竹林を伐採しました。先生が先程おっしゃったように竹林が多いと危険な面もあり、倒れた竹もあることから森自体が駄目になってしまうものですから、とりあえず竹だけは伐らせていただいた後、できればそこを活動の場として、別の木を植えていきたいという考えでおります。

正木委員

全伐したところは地すべりなどにより斜面は動いてないですか。

事務局

地すべりの調査はしておりません。

黒田会長

ここは緩い傾斜で南向きなので、人が利用する方向で歩道をつけたりする管理方法がこの斜面にもいいのではないかと思います。この程度の傾斜であれば、台風でも崩れてくるということは今回解除申請地に比べれば無いのかなと思います。

事務局

北側に道路があり、擁壁が打ってあります。それに比べれば斜面的には先程のとおりに緩やかになります。

正木委員

滑るというのは傾斜に関わらず、下に堆積土層がありその上に三方原特有の礫混じりの層があって、この地層の境界の所で滑ります。静岡空港では堆積した土が隆起したその上に大井川が運んできた赤土混じりの礫が乗っかっており個々の層の所で滑ってしまっています。このようなところがあちこちにあり、傾斜の傾きに関わらず、降った雨が層の境界にしみこんで滑ることがあるのでここも確認しておいた方が良いでしょう。

事務局

わかりました、確認をいたします。

黒田会長

本件諮問事項「市民の森の指定解除について（中区富塚町地内）」につきまして決めたと思います。昭和 63 年からということで 30 年近く市民の森にご協力していただいた土地ではございますが諮問の内容に対して異議なしということによろしいでしょうか。

委員

（異議なし）

### 3 報告事項

#### （1）市民の森の寄附受入について（中区富塚町地内）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

坂田委員

公有地の市民の森の方がより安定した市民の森なのですか。民有地の市民の森から公有地の市民の森にしていくということによいですか。

事務局

ご案内のとおり、市の方針としてはなるべく財産や土地を持たないという方針がございまして。公有地になれば私有地よりも適切な維持管理はできると思いますが、先程申し上げたとおりなんでも財産を持てばよいというのではなく、極力市が財産を持たないというのが市の方針です。何故かというと将来的に非常に維持管理費用がかかるということがございまして。そのような市の全体方針がある中ですので、寄附を受け入れても良いという基準の要綱を緑政課で策定しまして、今回のように基準に当てはまるところは寄附を受け入れていくようにしております。先ほど申し上げたように当然市の土地の方が緑は担保されるのかなというように思います。

また、民有地の方にこの状態にまで保ってくれと言うのはなかなか言いがたいです。先ほど申し上げたように、報償費というのは全体を管理するほどの経費に充てる経費を市としても支出できていないという現状であります。しかし、近隣の民地に影響があるようなことだけは避けていただきたいものですから、民民境、もしくは官民境のところで配慮をしていただきたいと思います。その上で森の中までやっ

ていただければ、市としてはありがたいことですが、そこまではしてさしあげられない状況がございます。そういった時に公有地になった場合、市としてもそれほどの維持管理費用を持っているわけではないのですが、月日が経過して管理が不可能となることはないので、維持管理が続くことで、保全されるということはありません。

#### 楠ヶ谷委員

過去にこういった管理地で問題が発生したということは一度もないのでしょうか。警察だと例えば不法投棄等がありますが、公有地と民有地で対応が変わってくると思うのですが、何かありますか。

#### 事務局

今年度になります、高林住吉の市民の森においてごみの不法投棄が問題となる事例がありました。場所は中沢の交差点の一本北側の信号機を左折し、坂を上った右側になります。こちらは公有地であり、市民からの通報もあったことから、市の方で処分も含め対応をしているところです。

もう一つ、こちらは市民の森ではありませんが、浜松医科大学近くの半田町内の樹林地で、大変残念なことです。自殺者が出てしまったらしいです。非常に広大な斜面緑地で、市としては維持管理をしているのですが、管理しきれないところがありまして、ある程度自由に立ち入れるときにはどうしても制限しきれなくなってしまう。そのようなときには、警察にも事後にパトロールを依頼して注意を払っていただきます。もちろん、我々が管理していますのでそういったことが無いようにできるだけ見通しが良くなるようにするとか、死角ができないようにするとかの配慮はしていますが、いかんせん山だと広大で手が行き届ききれないため、できるだけ定期的なパトロールや警察へのお願いも含めてやらせていただいております。

#### 正木委員

つい 2 週間前のことですが、自死なのか犯罪行為なのかわかりませんが紐が食い込んで白骨化した遺体が見つかりまして、これについて何年前のもので事件性があるのかどうかの鑑定について依頼されました。民地になりますがこのような事例もありうるので、きれいに管理して、頻繁に人の出入りがあればそのようなことは防げるだろうとは思いますが。

#### 事務局

色々な事例があると思いますが、豪草期や倒木については所有者にお願いすることもひとつです。公有地については我々も定期的に巡視をしたり、もしくは状況によっては警察の方に定期的なパトロールをお願いしたりすることで、多方面から管理していきます。緑の維持保全が最大の目的ですが、市民の森を利活用する形をとっていただきたいという思いがあります。

正木先生のおっしゃる通り市民の森は、住宅地に近いところが多いので、そのようなところは人に入っただき、利活用していただければ森が生きることがあります。したがって、そのような形に持っていけるならば理想であり、そのような場所を一つでも増やしていきたいというのが我々の目標だと思っております。そうでない急斜面の所は、なかなかそのような使い方はできないのかもしれませんが、市民の方に森を使っただき、あるいは見て楽しんでいただけたところを少しでも増やしていく努力をしていきたいと思っております。

## (2) 屋外広告物講習会について

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

黒田会長

受講者の内訳を見てみると、屋外広告業が増えている一方で広告主が減っているようですが、これは問題ないのでしょうか。

事務局

最近、看板の落下等がニュースに取り上げられる機会が増えたことにより、以前は広告主自身が講習会を受講して自分で看板の点検をしていたものが、屋外広告業者に依頼するようになってきているという傾向があるかと思われます。広告主の方が自分で責任を持つよりも、お金を払って専門家に頼もうということで、広告主の受講が減ってきたのではないかと考えています。

黒田会長

地域別の表を見ると県外からの受講もあるようですが遠方から来るのですか。

事務局

過去の申込では沖縄や北海道からもありました。屋外広告物講習会は全国の自治体で開催されていますが、6月の開催は早いほうなのです。開催が早いということで全国からの受講があるのではないかと思います。静岡県内では、県が11月、静岡市が2月に開催しています。年度末に近づくとつれ受講者は減る傾向にあります。

(3) 屋外広告物適正化旬間について

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

楠ヶ谷委員

浜松市は他の都市と比べてきれいだという印象があります。大きな都市、例えば静岡市や東京などで見られる風俗のビラなど、駅前や電柱に貼られているのですが、浜松市は比較的少ないですね。このような活動が功を奏しているのだと思います。街全体がクリーンなイメージがあります。警察から見た視点となりますが。ビラに関しては比較的秩序が良いのかなと思います。警察が逮捕しても罰が軽いものから、何度も繰り返されるのです。浜松はきれいだなと思いますので、参考までにお伝えしておきます。

事務局

そうなんです。

(4) はままつ広告景観賞について

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

坂田委員

はままつ広告景観賞は建物等を審査していますが、家康楽市やまるたま市などのイベントが開催される際に気になることがあるのですが、催事の際ののぼりや仮設のテントなども街の印象や雰囲気合っているものもありますが、雰囲気に合わない残念に感じるものもあります。周辺の建物を台無しにしている場合もあると思います。こういった仮設などのものについても評価する機会が設けられると良いので

はと思います。

事務局

はままつ広告景観賞は恒常的にあるものを対象としていますのでイベントは対象外となっていますが、素敵な建物や店舗にキャンペーンののぼりや貼り紙がされて景観を阻害していることは間々ありまして、建物を使うにあたって、どのように使っていくことがお店の魅力を高めるのかということについて、もう少し皆様と話し合いができればいいなと思っています。まるたま市のように、ゆりの木通り全体に街づくりを熱心にやっているところもあります。この賞自体は、単体のお店だけではなくグループ応募もできるようになっています。ただ、まだ上手く伝えきれていない所もあります。方向性としては単体のお店が素敵、というよりも、いくつか揃ったところで街並みを形成する素敵なものを探していくということがこれからの課題となっています。今年の反省の中で話し合いたいと思います。

正木委員

応募は一人一票ですか？

事務局

一人一日一票です。何回も毎日応募することが可能です。

黒田会長

そんなに熱心に応募する人がいるのですか？

事務局

組織票があります。

正木委員

優秀賞の巖邑堂はわざわざ右から読むのですね。

事務局

そうですね。昔からの老舗で街中にあったものの支店です。

丹羽委員

受賞した店舗等を見ると行ってみたいと思うのですが、この賞自体の知名度がもう少しあるといいなと思います。人通りの多い所や駅の近くなどで、この賞自体のアピールができるといいなと思います。

事務局

そうですね。今年はそれまで市役所でやっていた市民投票を鴨江アートセンターやにぎわい協議会の Any という人が集まる施設で行いました。どうしたら賞の知名度があがるか、毎年苦勞しているところです。受賞作品集についても、今までは記録に残すという意味での作品集だったので、それを見ても「ああ、いいね」と思ってもらうところにまで至らなかったということがありまして、後々これからPRにつながるような読み物的なことを含めたものにしていこうと思っております、次回もう少しがんばりたいと思います。

黒田会長

会長さんにもがんばっていただきたいですね。

事務局

観光もまちづくりも一時期のように大きな看板を出せばいいという時代ではなくなってきたと思いますので、サイクルツーリズムなど観光圏の事業を通じて観光の方々とも意見交換をしたり一緒に仕事をさせていただいたりしています。いろいろな分野の方々との交流を深めながら、より良い形にしていきたいと思っております。

黒田会長

市の施設も受賞となるといいですね。

事務局

応募自体は公共施設のものもあるのですが、これまでは、公共のものは良くて当たり前だからという審査員の考え方があり、公共施設は対象外となっています。静岡県の景観賞ですと公共施設が表彰されているケースはありますので、今後、検討していきたいと思っております。

黒田会長

全体を通じてご意見や質問等はございますか。

黒田会長

それでは、以上で議事を終了します。進行を事務局へお返しします。

#### 4 閉会

<資料一覧>

- ・ 市民の森の指定解除について（中区富塚町地内）（諮問）

- 「市民の森の指定解除について（中区富塚町地内）（諮問）」資料
- ・ 市民の森の寄附受入について（中区富塚町地内）（報告事項）
  - 「市民の森の寄附受入について（中区富塚町地内）（報告事項）」資料
- ・ 屋外広告物講習会について（報告事項）
  - 「屋外広告物講習会について（報告事項）」資料
- ・ 屋外広告物適正化旬間について（報告事項）
  - 「屋外広告物適正化旬間について（報告事項）」資料
- ・ はままつ広告景観賞について（報告事項）
  - 「はままつ広告景観賞について（報告事項）」資料

## 9 会議録署名人

会 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_